

[資料] 県災害見舞金支給要綱

1 目的

この要綱は、災害によるり災者等に対する災害見舞金（以下「見舞金」という）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において「災害」とは、次に掲げることにより被害が生ずることをいう。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象
- (2) (1) 以外であって大規模火災等知事が特に認める事象

3 見舞金の支給

県は、県内において発生した災害に係る次のり災者等に対し、別表に定める額の見舞金を支給する。

- (1) 災害により住家が全壊、全焼又は流失した世帯に係るり災者
- (2) 災害により住家が半壊、半焼した世帯に係るり災者
- (3) 災害により死亡者が生じた場合、その遺族
- (4) 災害により負傷者（重傷）が生じた場合、本人
- (5) この要綱における、「世帯」、「住家」、「住家の被害程度」、「死亡」及び「重傷」の認定については、昭和43年6月14日付け結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通達の統一基準によるものとする。

4 災害による死亡の推定

災害の際、現にその場にいあわせた者につき、当該災害のおさまった後3か月間その生死がわからない場合には、この要綱の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

5 支給の制限

見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 住家の全壊、全焼又は流失及び半壊又は半焼の場合
 - ア り災者が、被災家屋を河川敷、急傾斜地崩壊危険区域等に適法な手続を経ずに建築したものであるとき。
 - イ り災者が、被災家屋に不法に居住を開始したものであるとき。
 - ウ その他知事が見舞金の支給を適当でないと認めるとき。
- (2) 災害による死亡又は重傷の場合
 - ア 死亡者の遺族又は重傷者が、他の法令又はこれに準ずる規定により同趣旨の見舞金の支給を受けるとき。
 - イ 当該死亡又は重傷が、その者の故意又は重大な過失による場合であるとき。
 - ウ 災害に際し、市町長又はその他の権限のある者の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、知事が見舞金の支給を適当でないと認めるとき。

付則

1 施行期日

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

2 要綱の廃止

「災害り災者に対する見舞金支給要綱（昭和58年10月18日付け社会第834号山口県民生部長通知）は廃止する。

3 経過措置

昭和61年3月31日までに発生した災害に係る見舞金の支給については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年9月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

別表

区 分	金 額
住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき 100,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき 100,000円
死亡	死亡者1人につき 100,000円
重傷	重傷者1人につき 50,000円

(注) 5の(2)のアの「他の法令又はこれに準ずる規定により同趣旨の見舞金」とは、災害弔慰金等であり、県内の市町が独自に支給する見舞金は含まない。